

平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日 裁 決

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（以下「時効特例法」という。）に基づく時効特例給付の支給を求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、受給権発生年月を昭和〇年〇月とする、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）による改正前の船員保険法（以下「旧船保法」という）に基づく遺族年金（以下、これを「旧遺族年金」という。）を受給していたところ、〇〇社会保険事務所が作成した時効特例給付対象（見込）者一覧表にその名前が揚がっていたとして、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、旧遺族年金に係る時効特例給付の支給を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「過去に時効消滅によりお支払いすることができなかった年金は、時効特例法による年金記録の訂正に基づく裁定又は裁定の訂正を原因とするものではないため」として、時効特例給付を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由の要旨は、「略」

第3 問題点

1 時効特例法第1条は「社会保険庁長官は、この法律の施行の日（・・・）において厚生年金保険法（・・・）による保険給付（・・・）（注：これに相当する給付を含むとされ、旧船保法による保険給付も含まれると解されている。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（・・・）について、同法第28条の規定により記録した事項（注：旧船保法による被保険者記録も含むと解される。）の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。・・・）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。」と規定し、同法附則第2条は、この規定を上記の施行日（平成19年7月6日）前に上記の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付について準用している。

2 本件の問題点は、本件における具体的事実関係と前記1の法規定に照らして、請求人に時効特例給付を支給することが認められるかどうか、ということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 上記認定した事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 前記1で事実認定したところから明らかなように、本件においては、請求人が受給する旧遺族年金において、昭和〇年〇月〇日の「再裁定」において時効消滅した部分は存在しない。さらに言えば、上記「再裁定」は、原簿の記載事項の訂正ではあるが、「裁定」の名に値するかどうかとも疑問である。本件においては、裁定処分の内容そのものをなす、請求人の旧遺族年金の種別、その支給額、受給権の発生日、支給開始月のいずれもが変更されていないからである。

(2) なお、前記1から、保険者による、本件遺族年金の記録の持ち方に問題があることは明白である。「再裁定」であるかどうか疑わしいものを「再裁定」とし、時効消滅した部分がないにもかかわらず、原簿上、それがあつたのごとく記録し、また本件においては、当初裁定以降の完全な支払記録を保持していないなど、極めて遺憾なことであるが、しかし、これをもって、原処分の効力が影響を受けるとは言えない。

(3) 以上のことから、原処分は、前記第2の2の理由の記載内容は適切を欠くものの、結果として適法・妥当であつて、これを取り消すことはできない。

以上の理由によつて、主文のとおり裁決する。